

令和7年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和7年12月12日（金）午前10時～
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 執行部あいさつ

4 議 事

- (1) 議案第86号 小美玉市公告式条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第87号 小美玉市議会議員及び小美玉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第88号 小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第93号 小美玉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第94号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第95号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）について

5 その他

6 閉 会

午前9時56分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（真家功君） 皆さんおはようございます。ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

開会に当たりまして長津委員長よりご挨拶をお願いします。

○委員長（長津智之君） 改めましておはようございます。定刻より若干早いんですけど、全員集まっておりますので開会をしたいと思います。

12月の定例会、今回は付託案件6件。総務常任委員会の方に付託をされておりますので、どうか慎重審議、委員の皆さんにおかれましては、お願いいたしましていい結果が出るようによろしくお祈りしたいと思います。また説明員の課長さんについては、簡潔明瞭、そしてわかりやすい説明をお願いしたく、よろしくお祈りしたいと思います。

それでは私の開会にあたりましての挨拶を終わりますよろしくお祈りいたします。

○副委員長（真家功君） 続きまして、執行部挨拶としまして島田市長お願いいたします。

○市長（島田幸三君） 改めましておはようございます。

本会議一般質問からの、本日、総務常任委員会ということで、大変ご苦勞様でございます。

ご案内の通り昨日、補正予算18兆円が衆議院を通過しまして、来週16日には参議院の方を通過するという、また県の方も補正予算が少しずつ見えてきまして、低所得者の子育て世帯に対する給付などが出てきております。

本市の方も、今議会には無理ですが、おそらく1月の臨時会には、今回の補正の提案ができると思いますので、その際にはよろしくお祈りします。

それでは、本日の常任委員会の付託された案件、よろしくご審議のほどお祈り申し上げまして挨拶にさせていただきます。

○副委員長（真家功君） ありがとうございます。

早速議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、長津委員長にお願いいたします。

○委員長（長津智之君） はい皆様、本日常任委員会でしたけども、市長につきましては、県庁での会議が入っておると聞いておりますので、今日は副市長、部長課長ということで行ってまいります。

議事に入る前に、本日、谷仲副議長、福島議員、内田議員、宮口議員が傍聴いたします。

それではただいまの出席委員は6名でございます。

定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の議題は12月11日、昨日に付託されました議案審査表付託表の通りであります。

関係資料はスマートディスカッションに保存されております。準備はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

議事の進め方ですが、質疑の方法は一問一答方式とし、1人の方がすべて終了するまで、質疑を続けます。簡潔かつ明瞭になされ重複質疑を避けられますようよろしくお願いいたします。

また執行部においても、明快な答弁をお願いいたします。

即時答弁しがたい質疑があった場合は、答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。

執行部において整い次第、答弁をお願いいたします。

各委員はよろしくご協力をお願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら必ず電源をお切りください。

それではこれから付託議案の審査に入ります。

議案第86号小美玉市公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） それでは議案第86号「小美玉市公告式条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

提案理由は、市民の利便性の向上及び事務の効率化を図ることを目的とし、公告式の電子化を行うほか、所要の改正を行うため提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

改正内容、第2条第2項について、これまで市の条例等の例規、告示・公告事項を、本庁舎及び各支所に設置する掲示場に紙媒体で掲示することとしておりましたが、今回の改正により、原則、市のホームページ上にて電子による掲示を行うことができることとするものです。

また、第3条の規定については、これまで規則や規程等の公布をするときは、市長の署名や市長名を記入し、押印を必要としておりましたが、これを不要とし、市長名の記入のみを行うことといたします。この改正により、市民の皆さまが、時間・場所を問わず、市のホームページ上で公布等の状況を確認できるようになります。

また、書類のデータ化により、職員が各掲示場に掲示物を貼りに行く手間が省けるなど、事務の効率化が図られるものとなります。運用開始につきましては、今後準備を整えながら、令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。山崎委員。

○5番（山崎晴生君） はい、おはようございます。1点だけ確認です。今後、掲示場には全く掲示しないという認識でよろしいですか。

○委員長（長津智之君） 箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） 掲示場の方には、一部、紙媒体として残るものは、個人情報等が関係してくるものがあると思われま。

今後、電子化が可能なものかどうか、法令等に照らしながら、運用開始に向けて準備を整えて参りたいと考えております。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） はい、ありがとうございます。自分もですね、掲示板の前を通っているんですが、誰が見るのかなというふうに思いますので、非常に良いことだと思いますし、職員さんの手間も省けると思いますので、ぜひ進めてください。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 私はね、今の時代に乗った方法だからいいと思うんだよ。

だけどね、これ江戸時代からずっと続いている方法なんだよね。これを電子だけ見られる人ばかりはいないので。手間が省けるというのは、それは違う話であって、やはり掲示板は掲示板として残して、公告は公告とすべきではないかなと思うんだな。その辺のところは検討してください。なくすかなくさないか、掲示板をね。その辺は手間暇かかる、経費がかかるわけじゃないんで、これはこれで文化、今の時代になったやつでいいと。以上です。

○委員長（長津智之君） 答弁はいいですか。

○20番（荒川一秀君） いいです。

○委員長（長津智之君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第86号小美玉市公告式条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

次に、議案第87号小美玉市議会議員及び小美玉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） 続きまして、第87号「小美玉市議会議員及び小美玉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

提案理由は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提出するものでございます。新旧対照表をご覧ください。

1/2ページ、第7条 選挙運動用ビラの作成にかかる公費負担額の支払いについて、ビラ1枚当たりの作成単価の上限額「7円73銭」を「8円38銭」に改めるものです。

続いて第9条 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額の支払いについて、こちらはポスター1枚当たりの作成単価の上限額「542円」を「587円」に改めるものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、許します。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第87号小美玉市議会議員及び小美玉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正をする条例について採決いたします

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

次に、議案第88号小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷勲君） それでは、議案第88号小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、令和8年4月1日より、霞台厚生施設クリーンセンターみらいにおいて、家電製品リサイクル法対象製品の受入れが開始され、運搬料金の価格設定が2,000円となることから、それに伴い、運搬料金を改定するための案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、次のページをご覧ください。

別表第2表 第16条関係 下段の特定家庭用機器、向かって右2ページが現行1,500円、左側が改正案について2,000円と表記をしてございます。

なお、11月17日に開催されました廃棄物減量等推進審議会において審議をしたところ全会一致で承認を得たことを申し添えいたします。付則で、この条例は令和8年4月1日からの施行となります。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

山崎委員。

○5番（山崎晴生君） はい、すいません。確認します。

家電サークル法の対象が自己搬入で受入れということで、ごみの受入れ等々も搬入に伴い増えていくと思うんですが、令和5年6月に株式会社ジモティーと霞台クリーンセンターの処理量の目標が高く、リユース意識向上のために連携協定をしておりますが、リユースの効果について、市としてどのようには検証しているかお聞かせください。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷勲君） ただいまの山崎議員のご質問なんですけども、ジモティーとの連携協定は、2023年9月になされております。

リユースの効果ですが、2020年が1,759件、2021年が1,684件、2022年が1,830件、連携をしました2023年は2,933件、昨年度2024年度が2,093件、と連携をした後は右肩上がり、昨年はずっと減ってしまったんですけども、上がってる状況でございます。以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。

リユース意識の向上ってというのは、多分、今高いとは思いますが、ぜひ今後もそのような効果検証していただければと思います。以上です。

○委員長（長津智之君） 他にございますか。ないようですので以上で質疑を終了いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第88号小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

次に、議案93号小美玉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 議案第93号小美玉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令に伴い、関連条例について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

内容につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図ることを目的に、第2条関係退職報償金支給額表に新たに35年以上の区分を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので以上で質疑を終了いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第93号小美玉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

次に、議案第94号小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

消防本部島田予防課長。

○消防本部予防課（島田和彦君） 議案第94号小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、岩手県大船渡市林野火災を受け、総務省消防庁で行った検討会の報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされ、火災予防条例（例）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案を表記してございます。

主な改正点でございますが、火災予防条例上の火災に関する警報の根拠を明確にしました。

また、降水量が少ない時などに林野火災注意報を発することができることとしました。

さらに、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火を加え、届出の対象とすることについて改正するものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので以上で質疑を終了いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第94号小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

次に、議案第95号令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会所管に事項についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） それでは、議案第95号令和7年度小美玉市一般会計補正予算第6号のうち、総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。

初めに、6ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正について常任委員会所管が5件ございます。

追加事項は、小美玉市長選挙ポスター掲示板設置撤去委託、期間は令和8年度まで、限度額は273万5千円に掲示区画数及び物価等の変動に伴う増減額を加算した額でございます。

次に、小美玉市長選挙期日前投票所における人材派遣委託、期間は令和8年度まで、限度額は90万5千円に物価等の変動に伴う増減額を加算した額でございます。

次に、小美玉市長選挙 選挙人名簿等作成業務委託、期間は令和8年度まで、限度額は148万円でございます。

次に、小美玉市長選挙期日前・不在者投票システム賃貸借作成業務委託、期間は令和8年度まで、限度額が64万8千円でございます。

最後に行政事務包括業務委託（前回までの事業名は会計年度任用職員一部業務包括委託）、期間は令和8年度から令和10年度まで、限度額が6億9千439万5千円に、業務包括委託内容の変更による増減額を加算した額でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。第3表 地方債補正は変更が1件ございます。

内容につきましては、事項別明細書のページでご説明させていただきます。

総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明させていただきます。

また、歳出につきましては、順次、担当課から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして10ページをご覧ください。歳入でございます。

10款、1項、1目 国有提供施設等所在市町村助成交付金で3千99万円の補正増、こちらは交付額決定による増でございます。

次に、11款、1項、1目 地方特例交付金で152万1千円の補正減、内訳としまして、減収補てん特例交付金の住宅借入控除分で212万1千円の減額、定額減税分で60万円の増額でございます。

次に、12款、1項、1目 地方交付税で3億2千376万の補正増、交付額決定に伴い普通交付税を増額するものでございます。

次に11ページをご覧ください。

16款、国庫支出金、3項、委託金、1目 総務費委託金、中長期在留者、住居地届出等事務委託金で132万5千円の補正増、マイナンバーカードと在留カードの一体化に伴う機器調達のためのものでございます。

続いて表の中段、17款、県支出金、2項、県補助金、1目総務費県補助金、移住支援補助金で54万4千円の補正増、地方就職学生支援事業に新たに引っ越し費用の支援を盛り込むための増額交付されるものでございます。

続いて、表の下段、19款、1項、寄付金、2目総務費寄付金、企業版ふるさと応援に対する指定寄付金で830万円の補正増、同じく、防災対策に対する指定寄付金で1万8千円の補正増でございます。

次に、20款、繰入金、2項、1目 基金繰入金、財政調整基金繰入金を歳入歳出間調整のため1億3千198万9千円の補正減、同じく、ふるさと応援基金繰入金につきましては、企業版ふるさと応援寄付金の歳入に伴い財源を入替えしたことにより、70万円の補正減。

同じく、合併振興基金繰入金につきましては、花火大会事業費の確定に伴い、減額補正となる新イベント実行委員会補助金充当額を2千300万円減額するものでございます。

次に12ページをご覧ください。22款、諸収入、5項、5目雑入で市税還付金返還金（過年度分）103万5千円の補正増、修正申告により、過年度住民税額及び株式譲渡所得割額に変更が生じたためでございます。

ふたつ飛びまして、デジタル基盤改革支援補助金で356万1千円の補正増、自治体情報システムの標準化・共通化に係る対応経費のため、地方公共団体情報システム機構からの補助金となっております。

ひとつ飛びまして、防災拠点設置等助成金で4万1千円の補正増、B&G財団から、災害対策車庫用のネームシート作成のための助成金が入ってくるということでございます。

ふたつ飛びまして、その他としまして、20万5千円の補正増、こちらは過年度分の職員給与返還分となります。

次に、23款、1項市債、1目総務債、防災情報ネットワークシステム更新事業債で430万円の補正減、こちらは防災情報衛星通信設備更新事業負担金の減額に伴うものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして歳出についてご説明いたします。

はじめに一般会計全体の「職員給与費に関する補正」につきましては、人事課より一括してご説明をさせていただきます。32ページをご覧ください。

こちら一般職の総括表の比較欄になりますが、「給料」が273万2千円の減、「職員手当」が94万5千円の減、「共済費」が87万円の減、合計といたしまして454万7千円の補正減でございます。

職員数につきましては全体で640人、内訳といたしまして一般職員が487人、会計年度任用職員が153人でございます。

職員手当の詳細につきましては、下段の表内訳欄の通りでございます。

今回の職員給与費に関する補正の主な要因につきましては、年度途中の普通退職による減額補正、また、職員手当中の時間外手当並びに児童手当、こちらの増額等によるものでございます。

以上が、職員給与費の補正に関する説明でございます。

これよりは、各所管より歳出の説明をさせていただきますが、「職員給与費」に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます、「職員給与費以外」の補正内容について順次説明させていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（長津智之君） 須賀田議会事務局次長。

○議会事務局次長（須賀田千恵子君） 続きまして、各所管の歳出でございます。

13ページをお開き願います。

まず、議会事務局所管の歳出についてご説明させていただきます。

1款、1項、1目 議会費でございます。説明欄3、議会運営費につきましては、3万4千円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、13節 使用料及び賃借料で、議長公務に伴う高速道路使用料の増額でございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 深作市民協働課長。

○市民協働課長（深作由美君） 同じく13ページの2段目、市民協働課所管となります。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、説明欄13の行政区集会施設管理事業につきまして、行政区集会施設整備費補助金として、845万3千円の補正増をお願いするものでござい

ます。

内容につきましては、上吉影区外5地区の地区集会施設の改修工事などへの補助金として増額するものでございます。

地区別の内訳としましては、小川地区が上吉影区、下吉影宿区、外之内区、中根区、伏沼区の5件で812万7千円、美野里地区が大曲区の1件で32万6千円でございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 片岡魅力発信課長。

○魅力発信課長（片岡理一君） その下、魅力発信課所管になります。

6目 企画費 説明の欄3、移住定住推進事業72万6千円の増額は、地方就職学生支援補助金としてお願いするものでございます。

この支援補助金は、国の施策、県との連携により、新たに地方就職学生の移転費とする引っ越し費用に対して支援をするもので、この概要につきましては、東京圏の対象地域に所在する大学や大学院を卒業後、茨城県内に所在する企業などへの就職のため、東京圏の対象地域から本市へ移住した際の引っ越し費用に対して、6万6千円を上限として補助するものでございます。

なお、この財源につきましては、歳入で触れた通り、ページ左側「補正予算額の財源内訳」の欄、「国県支出金」の通り、事業費の4分の3に相当する補助金54万4千円を充てるものでございます。説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 村田行革デジタル推進課長。

○行革デジタル推進課長（村田久美子君） 続きまして、行革デジタル推進課所管についてご説明いたします。同じく13ページとなります。

7目、電子計算費、説明欄1、情報化推進事業につきまして、63万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

内訳でございますが、旧キャトルセゾンに開設される「子ども第三の居場所」の整備に伴い、10節、需用費、6 修繕料につきましては、ネットワーク環境を整備するために必要な機器の設置及び改修費用として、34万1千円、12節、委託料、ネットワーク環境構築業務委託料につきましては、当該施設内に無線LANアクセスポイント（Wi-Fiルーター）を設置するため、29万7千円を増額するものです。説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 木村小川総合窓口課長。

○小川総合窓口課長（木村知恵子君） 続きまして、小川総合窓口課所管となります。

その下、13ページ、8目 支所及び出張所費 14ページに移りまして、説明欄2小川総合支所管理経費につきましては、134万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、10節 需用費の燃料費21万2千、光熱水費112万8千円、夏場の猛暑の

影響により、冷温水器（空調機）の稼働時間が多くなり、今後の重油代電気・水道使用料に不足が見込まれるため、増額をお願いするものです。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 深作市民協働課長。

○市民協働課長（深作由美君） 続きまして、その下、10目 コミュニティ活動促進費、説明欄 3、男女共同参画経費につきましては、財源内訳補正としまして、企業版ふるさと応援に対する指定寄付金を10万円増額し、ふるさと応援基金繰入金を同額減額するものでございます。以上です。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） 同じく、防災管理課所管となります。

13目、防災諸費、説明欄 1、防災行政無線事務費につきましては、387万円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、防災行政無線移動系再免許申請に係る経費として、11 の役務費（3 手数料）収入印紙代を 27 万 9 千円、12 の委託料（防災無線局再免許申請委託料）防災行政無線移動系再免許申請業務委託料を 14 万 3 千円、それぞれ増額をお願いするものです。

18 の負担金補助及び交付金（1 負担金）防災情報ネットワークシステム更新事業負担金、これは茨城県から負担金額の変更通知があったため、429 万 2 千円を減額するものになります。

続きまして、その下になります。

説明欄 2 防災対策諸費 につきましては、719 万円の増額補正をお願いするものです。

内容につきましては、10 の需用費が 34 万 1 千円、これは玉里防災倉庫（旧玉里学校給食センター）のシャッターが破損しているため、その修繕料の追加をお願いするものです。12 の委託料が 4 万 2 千円、これは B&G 財団の支援を受けて本庁裏側に建設中の災害対策車庫用のネームシートを作成するための経費の追加をお願いするものです。18 負担金補助及び交付金が 33 万 6 千円、これは茨城県被害者生活再建支援システム更新に係る市町村負担金の追加をお願いするものになります。説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 高橋税務課長。

○税務課長（高橋宏君） 続きまして、税務課所管についてご説明をいたします。

15ページをご覧ください。

2 項徴税费、2 目賦課徴收费、説明欄 2、徴収事務費は37万 3 千円の増額補正をお願いするものでございます。

増額理由は、11節の役務費の通信運搬費につきましては、口座振替受付端末基本料の価格改定に伴い増額補正するものでございます。

次の手数料につきましては、固定資産税、住民税の全期払い納付書の廃止に伴いコンビニ納付利

用増によるものでございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 阿久津市民課長。

○市民課長（阿久津清隆君） 続きまして市民課所管についてご説明いたします。

5ページでございます。

2款、総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費、説明欄2、戸籍住民基本台帳費でございますが、令和8年度からマイナンバーカードと在留カードが一体化となるため、一体化情報機器を調達する整備費用といたしまして、59万3千円の増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） 続きまして、総務課所管についてご説明いたします。

同じく15ページとなります。

3目 諸選挙費、説明欄3、市長選挙経費につきまして、97万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

内容は、報償費、ポスター掲示設置場所、協力者謝礼3万5千円。需用費、印刷製本費94万4千円となります。いずれも令和8年4月29日任期満了に伴う小美玉市長選挙執行に向けた事前準備経費となります。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷勲君） 続きまして、環境課所管の補正予算をご説明いたします。

20ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、5目 環境衛生費事業08 空家等対策推進事業 100万9千円の増額でございますが、こちらすべてが相続財産清算制度を利用し相続人がいない空き家を売却処分するための諸費用の増額をお願いするものです。

11節 役務費 摘要01郵便料2千円でございますが、裁判所との連絡用の郵便切手料金でございます。

同節 摘要02広告料6千円でございますが、相続人捜査のための官報掲載料でございます。

同節 摘要03その他手数料1千円でございますが、申立てに必要な収入印紙代金でございます。

21節 補償補填及び賠償金 摘要01予納金百万円でございますが、裁判所に預け入れる予納金でございます。説明は、以上となります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

○委員長（長津智之君） 大堤消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 続きまして消防本部所管になります。

25ページをお開きください。

上から9款1項消防費、1日常備消防費、説明欄5、庁舎維持管理経費、1,893万7千円の補正減

をお願いするものでございますが、これは美野里消防庁舎の仮眠室の一部を女性職員専用施設に改修するための予算でございましたが、今年度実施した詳細設計において、トイレ位置を既存のトイレの場所に整備する計画となったことにより、次年度以降計画していた既存の2階トイレ改修工事の手戻りによる浪費を防ぐため、美野里消防署庁舎の女性施設及びトイレ施設を次年度に一括で整備する計画に変更し、今年度の工事監理委託料と工事費の減額をお願いするものでございます。

続きまして、同じく1常備消防費、説明欄9、17備品購入費につきましては、水難救助機材としてフルハーネス及びロープレスキュー機材等の購入をお願いするもので、22万8千円の増額をお願いし、船舶購入費を22万8千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、同じく1常備消防費、説明欄10、通信指令運営経費 18負担金補助及び交付金のうち、住基データメンテナンス改修負担金につきましては、茨城消防指令センター住基情報システム改修工事により、39万4千円の補正増をお願いするものでございます。

次に、2目非常備消防費、説明欄1、消防団活動経費 1報酬、消防団員報酬につきましては、消防団員の火災出場報酬等が当初見込みから増となり、240万8千円の補正増をお願いするものでございます。総務常任委員会所管の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

本来ですとこれによる質疑に入りますけれども、ここで10分間のトイレ休憩をとりますので、10時50分再開いたしますよろしくお願いいいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時48分 再開

○委員長（長津智之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それではこれより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） はい、おはようございます。3点いかせてもらいます。1問ずついきます。

13ページ、2款総務費総務管理費 13行政区集会施設管理業務ですが、これ一般財源ですべて賄われております。補助交付金が使えるかなと思うのですがその辺を伺います。

○委員長（長津智之君） 深作市民協働課長。

○市民協働課長（深作由美君） ただいまの鬼田委員の質問にお答えします。

今回の補正の中で、上吉影区と下吉影宿区と外之内区の3地区、280万1千円につきましては、行政区集会施設管理基金の対象となるものですが、今回の基金の残額が不足しているために、今年度、特防交付金を活用して改めて基金造成を行う計画としておりますので、交付決定を受けて

から3月補正にて計上させていただき充当することとさせていただきます。以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） はい承知いたしました。

パーフェクトな答弁ありがとうございます。14ページ一番上ですね。小川総合支所管理経費で
ございます。これ、小川庁舎でございますが、美野里や玉里もあると思うのですが、なぜ小川
だけなのか、他のところはどうか含めて教えてもらえればと思います。

○委員長（長津智之君） 木村小川総合窓口課長。

○小川総合窓口課（木村知恵子君） ただいまの鬼田議員の質問に、お答えいたします。

小川支所についてですが、当初実績などから算出させていただきまして、今年度の予算を計上し
ましたが、見込み額以上に使用量が多かったため、年度末に不足する見込みがありましたので今
回の補正をお願いしたものです。以上です。

○委員長（長津智之君） 磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） 今の部分、ちょっと追加で申し訳ありません。

他の庁舎の分ということでございますが、こちらの方は、本庁舎と他の庁舎につきましては、9
月補正で対応したものと、当初予算編成時に多めに見込んで、それで対応できるというところも
あるということで、補正させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 承知いたしました。

最後に25ページです。消防費の5庁舎維持管理経費の工事管理委託料でございます。これ多分
仮眠室の改修工事が延びたから減っているというのは理解しているんですが、予算91.3万円積
んで、減額が42.9万円、残りの約50万近くはどこ行っちゃったのというふうなところが気にな
りますので教えてください。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初、設計は1階部分のみの設計委託料でございましたが、手戻りを防ぐため2回の設計費を増
額したため、第1回設計変更等により工事管理委託料から設計費にまわしたものです。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） すいません。もう少し噛み砕いていただけると助かるんですが。簡単に言
うと工事まではやってはないんですが、設計段階でいろいろ管理として、その業務で入ってもら
ってるものがあるというような理解でよろしいでしょうか。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 説明不足で申し訳ございません。

鬼田議員のおっしゃる通りでございまして、必要経費等が発生しまして、その分の使用料でございまして。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） はい、承知いたしましたありがとうございます。

○委員長（長津智之君） その他に質疑ございますか。戸田委員。

○3番（戸田大我君） 6ページの7億円ぐらいのあれいいですか。この内訳ってというか3年度分なんですけど、1年度ごとでいうと2億3千万ぐらい言われてます。どういった内容なのか教えてください。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 今回債務負担行為をお願いしております行政事務包括業務委託の詳細は、現在行政が担っていた一部業務を民間委託するものでございまして、年間で2億3146万4千円の積算をしております。こちらの内訳といたしましては、一部業務ということで7業務。

7業務の内訳といたしまして、教育委員会の事務でございますけれども教育委員会所管の公立幼稚園や小学校の管理運営に係る補助業務、幼稚園だとバスの運転業務とか生活介助員の業務。小学校ですと、チームティーチング講師ということで、担任の先生の補助をする講師の派遣になります。

それから文化施設といたしまして、小川文化センターアピオスと四季文化館（みの〜れ）の運営補助業務を外部委託する予定でございます。

その合計7業務を一部民間委託することによって、継続性並びに安定的な行政サービスを行えればと考えております。以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） はい。詳細ありがとうございます。

毎年、2億1千万ぐらい上げていた行政事務包括業務委託の業務が文化施設の方まで増えたということですか。今までは、幼稚園とか学校ということだったのかなあとと思うんですが。

○委員長（長津智之君） 人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はい。令和5年度から令和7年度、この3カ年で包括業務委託ということで行ってまいりました。その時も文化施設の方につきまして、外部委託をしましたが、現在の社会情勢含めて給与単価の方も上昇しているところで今回の額となっております。以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） はい。となると業務委託の範囲が広がったわけじゃなくてあくまでも人件

費がアップしたということの理解でいいということだと思っ

まず、2000万ぐらいですかね、年度1年当たり1800万弱ぐらい増えているのかなあというところがあります。

それから、私が7年度予算特別委員会の際に、お聞きしたところ大体1億9000万円ぐらいが元のもので、人件費分として1億7000万ぐらい、管理費として2200万、消費税分として1900万ぐらいかかっている、我々としてはこの4000万円ぐらいは管理費と消費税分がかかっているなあというふうに思ったんですね、けっこうかかったなというふうに思っています。

大体それは管理としては71人ぐらいの会計年度任用職員の管理をしてもらうということなんですけど、71人の会計年度職員の管理という、労務とかいろいろあると思うんですけど、これって今までは、大体何人ぐらいの人事課の方で管理していたのかなあというところを少し、2人か3人なのか、業務委託で2200万というところと3人か4人ぐらいの人件費が関わっているなあと思うと、70人ぐらいを4人ぐらいで管理するのかな、ちょっとそこはわからない。

そういった考え方もちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

また、消費税分が2000万ぐらい上乗せしているということは、これもまた大きな支出になっているんじゃないかなというふうに前から感じております。今回また、2000万ぐらい1800万ぐらい増えるということは、また大きな支出になってくるな。それも3年度分こうやっていくっていうことだったなと思います。

私たちはそういう感想がある中で、ちょっとお聞きしたいのは、まずその1700万の人件費とかが割り出していますけれども、この幼稚園の生活支援が9名、それから幼稚園のバス運転が4名。学校生活支援が40名、ティームティーチングが5名というそれから施設運営管理が12名ということで7年の予算のときにはそんなふうに、答弁いただきましたが、そもそも幼稚園の子供たちの人数に応じて、職員を雇うと思うんです。人数、職員の配置というのがあると思うんですが、そもそも何人の職員が幼稚園の正職員として雇っているのかというのをまずお聞きしたいと思います。

園児数が元となっておりますので、大体どのぐらいかなというふうに、ちょっと長くなってしまい申しわけないんですが今、最後の部分をお聞きしたいと思いますよろしくお願ひします。

○委員長（長津智之君） 人事課長。

○人事課長（高野雄司君） ただいまの戸田議員のご質問の中での幼稚園の部分でございます。

前回令和6年決算委員会の際にお調べしておりましたので、その数字で答えさせていただきますと、令和7年9月現在でございますけれども、まず園児数は、元気っ子幼稚園が62名、よつば幼稚園32名、合計で94名でございます。対しまして職員の数ですが、元気っこ幼稚園が10名、よつば幼稚園が5名の正職員です。以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 今3歳児の幼稚園の子どもで計算すると、62名というと大体4人の幼稚園教諭で済むのかなと思うんですね。それから32名のよつば幼稚園の方は2名の幼稚園教諭で済むということで、職員としては、その他に元気っ子幼稚園でいえば4名のところ10名職員さん。よつば幼稚園は2名のところ5名の正職員がいる。これはどんな配置なんですか。その他に必要な最低基準からすると、6名の職員さんがいるんですがどんな職員さんが他にいますか。

○委員長（長津智之君） 人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はい。まず、元気っ子幼稚園並びによつば幼稚園でございますけれども3歳児4歳児5歳児と3年保育、さらに元気っ子幼稚園の人数から見まして、各学年、2クラスずつということで考えますと元気っ子幼稚園は2×3での6名。それからよつば幼稚園は、3×1クラスということでの3名、こちらの6名ないし3名につきましては正職員が担任業務を受け持っております。まず元気っ子幼稚園から申しますと、10名いらっしゃる正職員の中のまず教頭先生が1名、クラス担任が6名、用務員が1名。それから、全体を包括する事務員という形での9名です。あと1名につきましては、育児休業ということでの配置となっております。同じようによつば幼稚園におかれましても、教頭先生、さらには、クラス担任の3名。あと1人がやはりこちらも育児休業中ということでの配置となっております。以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 配置基準からすると、ちょっと多めな、例えば60名のところで言うと、各学年3学年ですから、20名20名20名として、15対1ぐらいですか3歳児はね、今、4歳5歳になると25対1になりましたかね。そうすると、3歳児は2名ぐらいでおいでもいいにしても、4歳児5歳児は1名ずつ置くところを2名ずつ置いてるっていうことですから、1名ずつ多いってことは手厚くしている、個別化、人数が少ない方が集団生活は少ない方がいいので、そういったことあると思うんですが、手厚くしていることプラスですね、幼稚園生活支援員が9名配置されているっていうのは、2園に、この10名に対して9名。全部で90名に対して9名、10人に対して1人は発達障害の子とか、障害のお子さんもいらっしゃるんで、手厚くやってるのはいいと思うんですが、その下に施設運営管理の12名というのが見えたり、これは各小学校に行ったりとか先ほどの文化施設に行ったりということも、用務員さんみたいなかたちかなというふうに思うんですが。それからですね、お聞きしたいのは、幼稚園バス運転の4名というのがあるんですが、これは人件費1億7000万中に入ってると思うんですけども、幼稚園運営経費のところには幼稚園バス運営業務委託費1000万円っていうのが入ってたり、それは、幼稚園の運営経費で1000万円を幼稚園バス

として出しているんだけど、それは人件費が入ってるのかなと思ってたんですが、こっちの業務包括委託の方で幼稚園バス運転4名は入ってたりしますが、これはどういった経費の違いなのかなと。ちょっと疑問に思ってますね、お答えできる範囲でいいです。

よろしくお願いします。

○委員長（長津智之君） 人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はい。所管外のため私の分かっている範囲で、先ほど戸田委員さんがおっしゃいました運営経費というところで1000万、こちらにつきましては、元気っ子幼稚園のバスの委託管理というのが、シルバー人材センターで担っている経費でございます。

一方、よつば幼稚園側につきましては、本来、同じようにシルバー人材に委託できればというところで調整をしておりましたけれども、対応が難しいということで、こちらの包括委託の中で盛り込んだというのが経緯でございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） すいませんちょっと、60名定員のところに、幼稚園バスの運転士4名の配置っていうのは多すぎるかなあというふうに思います。

私もこの前元気っ子幼稚園さんが、文化センターにこの発表会の準備が何か来ていたときに、3台の立派なバスが並んでるんですね。

3台のバスが60名ぐらいの子どもしかいないところに、3台のバスを回すっていうのは、余りにもぜいたくすぎるかなあというふうに私見ました。自分のところでやっているからですが。私のところは、やっぱりピストンでこういろいろやったりとかしながらですね、やっぱり私何が言いたいかというと、こんなふうに入件費が高騰していく中で2000万円、1000万円ぐらいは上がってきますけど、削れる部分って必ずあると思って見てるんですね。その部分を何か工夫していただいて、お金がどんどん増えれば増えるほど払うのではなくて、これ一財から支出していると思うので、そういったことも考えながら、見ていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 同じところで、債務負担行為のところですね。

契約規模っていうところがもう約7億円というところで、3年間という長期にわたっていると思います。市民に対してもこれ委託によって何が変わるのか、具体的に我々が説明できるっていうことは非常に重要なかなというふうに思いますし、戸田委員の言った通りですね。

一般企業、私も会社経営をしておりますが、本当に人件費ってすごくかさむものですし、高くなったからといって、手厚くしたいのはやまやまだけれども、なかなかそれが現実的には難しい

というのが一般企業であるので、どんどん増やせばいいというものではないと思いますし、この7億円ですね、積算根拠は先ほどもちょっと触れられたと思うんですけども、内部実施と比較してどれだけコストの差が生じてくるのかっていうところで、市として試算があればお聞かせをいただければなと思います。

○委員長（長津智之君） 人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 市が直営で管理した場合と外部委託した場合とでの差異でございますが、給与費で比較しますと、仮に市の方での直営で行ってもまず給料という面では民間委託でも差異はございません。

ただ、公務員に関する手当相当額、それから社会保険料にかかる公費負担、福利厚生面こちらまで合算しますとやはり直営の方が若干高くなるのかなとは試算はしているところでございます。以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） はいありがとうございます。

直営の方が安いというところであれば、多分委託とか派遣とかってすごく高くなってると思うのでその辺ちょっと見極めが難しいかなとは思うんですけども。今いろんな業務の説明をしていただきましたけど、委託する先の業者は全部違うっていう認識で大丈夫ですか。

○委員長（長津智之君） 人事課長。

○人事課長（高野雄司君） この7業務はすべて1業者であります。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 1業者ということで、1業者に7億と言うと、かなりの金額だと思うんですけど、選定についてはどんな感じでされていく予定ですか。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） こちらにつきましてはプロポーザルによる選定を考えてございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 一般競争入札ではなくプロポーザルっていうことで、この1事業所に対しての委託というところで、かなり額が多いと思うので、しっかりとご選定をしていただきたい。一般競争入札ではないというところだとは思いますが、この額からしてですね、しっかりと選定をしていただきたいなっていうところですね。

あとですね、何点かあるんですが、消防の方で救急救助活動経費ということで、船舶購入費の方が22万8千円マイナスになってますけど、これ船舶購入を諦めちゃった理由って何かですか。

○委員長（長津智之君） 邊見消防本部警防課長。

○邊見消防本部警防課（邊見常之君） 山崎委員のただいまのご質問に対してお答えいたします。

船舶購入を諦めたわけではなく、船舶購入費の方に含まれていたんですが、フルハーネスという隊員が交渉作業、救助作業等を行う場合に必要なハーネスがありまして、そちらの方を購入する項目として、その他の備品購入費の方に振り分けたものでございます。

以上になります。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） すいませんじゃ船舶は購入するけどもその中の予算の中から、その他の備品の購入するっていうような認識ですか。

○委員長（長津智之君） 邊見消防本部警防課長。

○邊見消防本部警防課（邊見常之君） 山崎委員のおっしゃる通りでございます。以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） はい。ありがとうございます。もう1点です。

15ページの市長選挙の経費のところ、ポスター掲示設置場所の協力者謝礼ということで3万5千円計上されてます、これって何ヶ所ぐらいに対しての謝礼になります。

○委員長（長津智之君） 箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） 今現在、ポスター設置箇所が172ヶ所になっております。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） この謝礼をお支払いしている場所っていうところは。

○委員長（長津智之君） 箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） 全体では172か所ですが、実際の民地の数をちょっと確認しますので少しお時間いただいてよろしいでしょうか。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） はい実はですね。以前ちょっと選挙のときに、「勝手に立てられちゃった」というようなクレームがあり、ちょっと話がなかったぞみたいなことを言われたことがありました。そこに立てなきゃいけないっていうことでなければ、ちょっと場所ずらして、支払いをしなくてもいいような方法があるのかなっていうようなところでもあるので、大体5千円ぐらいで考えると、7ヶ所とかそのぐらいなのかな。その場所に支払わなくてもいい場所があるのであれば、場所をずらしたりするなどして、検討していただければというところです。

○委員長（長津智之君） 他に質疑ございませんか。

鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） もう一度で、債務負担行為またすいません。またしつこくなります。

これはちょっと確認しておく必要があります。最初の3年間があったと思います。それでもう1回やりたいということだと思んですが、じゃあその最初の3年間でもう1回やりたいって思う

理由やどういったメリットがあったとかこういう成果があったから、またこれで進めていき
たいんだというところを教えてください。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 鬼田議員の質問でございますけれども、令和5年から令和7年この3
年間で、一部の業務を包括して委託したことによって、労務管理部分、先ほど戸田委員さんから
もお話あったかもしれませんが、職員が業務管理という形で担っているもの、こちらの時
間が大幅に負担削減されたということ一番でございます。

それから仮に会計年度の場合ですと、1会計年度ごとの分断がございます。

それを3ヵ年継続して雇用できることにより、サービスの向上につながられたということから、
今回も引き続きお願いできればというところで考えております。以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） それでもう少し詳細を伺います。

簡単に言うと人事だけがメリットを享受したというよりは教育委員会で各課がその担当をしてい
て、その分の労務管理、あとは取りまとめる人事課との両方にメリットがあったということの理
解でよろしいでしょうか。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はい。鬼田委員のおっしゃる通りでございます。

人事課におかれましては、総括的な取りまとめの上でお給料という形で事務が発生するんです
けれども、まずもって最初の段階で、所管課、担当課の方で採用からの人選、毎月の労務管理
等々を合わせると、担当所管もそうだし人事課の方でも軽減が図られたと自負しております。以
上でございます。

○委員長（長津智之君） 他に質疑ございませんか。

真家副委員長。

○副委員長（真家功君） ずっと続きまして申し訳ないですが、ずっとこの債務負担行為金額が大
きい中で、今、聞いておりますが、そもそも話を聞くと、人事費っていうか、給与費みたいな形
になってる中で、本当にこれが債務負担行為になじむ事業なのかっていうのが、まず疑問なん
ですね。それはどうですか。財政課長も含めてどうですか。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 債務負担行為ということで考えますと、今回の行政事務包括委託にお
きましては、業務の継続性の確保の観点というところが一番でございます。

真家委員さんおっしゃる通りですね、人件費っていうところで見るとそぐわないんじゃないかと
いうところがございますけれども、まずもって業務の継続性ということで、業務委託料という考

えておりましたので債務負担行為でお願いしたいと考えております。

○委員長（長津智之君） 真家委員。

○副委員長（真家功君） 人件費ということであれば、馴染まないと思うんですが、業務委託ということであれば、しかたないのかなという気はしますが。

事業内容があまり馴染まない事業だと思うんですが、県内で小美玉市以外でやっているところはあるんですか、こういう事例が。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はい、行政事務包括委託とか考えますと県内では、小美玉市だけでございます。過去には、行方市の方でやはり一部の業務を外委託してたという経緯がございます。しかしながら全国で見ますと、特に西日本中心ですけれども、100の自治体で同じように行政事務包括委託ということで、委託契約を結んでる事例がございます。以上です。

○委員長（長津智之君） 真家委員。

○副委員長（真家功君） 内容はわかりました。

県内では、そういう意味では、逆に発展しているっていうのかな。県内で1ヶ所ということで。そういう意味で、副市長にちょっと伺いたいんですが。例えば、県の事例なんかをやると、県でもいろんな派遣事業をやっていると思うんですよね。事例を伺えればと思うんですが。

○委員長（長津智之君） 深谷副市長。

○副市長（深谷一広君） お答えさせていただきます。

まずこの事業の必要性について、まずはお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、議員の方から費用の面の経済性の観点からご質問いただきました。

特に山崎委員からは、そこら辺につきましては、業者の選定につきましてはプロポーザル審査で、しっかり対応させていただきたいと思います。

それから戸田委員の方からお話できた所管が教育委員会ですので、戸田委員からの意見については、教育委員会の方に申し伝えたいと存じます。

業務委託につきましては、3ヵ年これまでやってきたところであります。

やはり経済性の面ではもう大体トントンなんですよね。私もちょっと見させていただきましたが、この事業私なりに見させていただきますと、効率性という観点から先ほど人事課長からお話があった通りであります。今、人材難の時代で、特に教育施設の現場で、例えばさっき言った補助用務員とかなかなか見つけるのが大変だと。

それから日々の労務管理、急遽やめてしまった場合とか替えがないとか、そういった労務管理の軽減ということで先ほど鬼田議員からありましたが、大変な労務負担が軽減されたということで、本来やるべき業務がしっかりできているのかなということで、私はこの3年間くらいこの事業費や

って、2億かなり高額であります。経済性それから効率性を踏まえて総合的に考えますと、やはりここは一定の効果、成果があったのかなと思っております。

市といたしましては、来年度以降につきましても引き続き進めていきたいと考えております。

まずは県の方の関係なんです。県庁に私も在籍しております。なかなか人材に限られた中で、積極的に民間委託する姿勢でやっております。

1例を挙げますと、県庁の中の部長秘書は、従来正職員が対応していたんですが、応接業務、電話の対応、湯茶接待等々につきましては、民間に委託して複数年契約でやってるような状況、これ1例です。

その他もろもろも同じような状況ですので、私は、この事業については、効率性という観点からは、先駆的な事業であるというふうに認識しております。

それから債務負担行為につきましては、委託契約であれば、当然なりませんが、条件どうしても今回挙げた必要性につきましては、来年度分断することなく4月から実施するというので、準備する期間が当然にそこは債務負担を組むということが必要不可欠でありますから、委員の皆さんにご理解いただきたいと思っております。私は以上です。

○委員長（長津智之君） 真家副委員長。

○副委員長（真家功君） よくわかりました。ありがとうございます。

○委員長（長津智之君） その他ございますか。箕輪課長。

○総務課長（箕輪淳子君） 先ほど山崎委員からご質問いただきましたポスター掲示場所の件数ですが民地への件数71件となります。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 3万5千円で71件分ですね。

○委員長（長津智之君） 箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） はい。1件約500円でございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。

○委員長（長津智之君） その他ございますか。皆さんないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第95号令和7年度小美玉市一般会計補正予算第6号について、総務常任委員会所管事項について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

以上で当委員会に付託されました執行部からの提出議案の審査は終了をいたしました。

続いてその他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので委員の皆さんから、その他で何かありますか。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 総務常任委員会は、熱心な審議でいいなと思っております。

今回の議案消防関係も随分ありますが、私、ちょっとここで高速道路に関してですが、この前ね、羽鳥橋付近で火災が発生したというわけです。その他火災だね。

しばらくして、私の家の前の十字路に警察が来た。続けて今度は消防車きて、どうしたんだって言ったら、今巡回していると言ってた。しかし、しばらくするとそれが誤報だということだった。私も団長やった経験がありますんでね。悩まされたこと随分ありますが、誤報が最近どのくらいあるのか。通報が誤報かどうか分からないから消防署の職員も団員も出動する。

それに対しての経費だね。1回当たりの消防出動の経費。

私もね、20年くらい前は1回出動すると10万と私認識だったんだけど、今現在どのくらいになってるのか。議員の皆さんも職員の皆さんもわからないと思うんだよね。

これちょっと、わかる範囲で教えてもらえばいいかなど。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） ただいまの荒川議員のご質問にお答えいたします。

火災出動に伴う経費でございますが、まず、消防団につきまして、火災種別により出場する分団が決められております。

建物火災であれば、各中隊の全分団が出場しますし、その他火災等は発生区域の地元分団等が出場いたします。

これにより、1件の火災に対し、種別により消防団員の活動人員は変動いたします。

消防団員の1人当たりの経費につきましては、活動時間が2時間以下であれば、出動報酬として

2千円、2時間を超え4時間以下であれば4千円。

4時間を超え8時間以下が8千円となっており、この他費用弁償として1人200円が必要経費となっております。

本年、令和7年1月1日から11月30日現在で、火災出場件数は35件でございますが、このうち4件が誤報により出動しております。

荒川委員よりご指摘のあった、令和7年12月1日に羽鳥地内で発生したその他火災の誤報案件につきましては、32名の消防団員が出動しており、経費としましては7万400円の出動報酬等が発生しております。説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） そういうふうに誤報で出費をしなきゃならないと同時に、実際消防団員が仕事を休んでいくわけなんだ。これ大きな問題だよな。

このようなことに対して、高速道路通行車から誤報あったというような話も聞いたんだけど、そういう誤報者に対しての罰則だね。

やられて黙ってられないんだと思うんだよ。冗談じゃない話だと思うんですね。

だからこれを私もちよっと勉強不足ですが、その辺で条例で決めるとか罰則をね、また消防法でそれがあるならばちよっと教えてください。

○委員長（長津智之君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） ただいまの荒川委員のご質問に対する火災通報の罰則についてご説明したいと思います。

火災通報に伴う罰則でございますが、消防法第44条20号で正当な理由がなく火災発生の虚偽の通報、または傷病者にかかる虚偽に通報したものは、30万円以下の罰金または拘留に処すると定められておりますので、誤報の中で虚偽の通報については、この法律で対応して参りたいと思っております。

また、警報においても偽計業務妨害として、いたずら通報によって消防業務を妨害した場合3年以下の懲役または50万以下の罰金に処せられる可能性があり、過去には、小美玉市ではございませんが、虚偽の通報で消防車や救急車を出動させ、懲役2年の実刑判決をくだされた事例もございまして、こちらを鑑み小美玉市にあっても対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） はい本当にね、不届者がいて困ると思うんですね。

これは人間性の問題だと思いますが。高速道路の場合は、結局通行車から車で走ってる状況の中で、よそ見運転して通報するわけだからそんなばかな話ないし、できればね罰則がそれぞれある

ならばそれでいいんですけども。高速道路には、防護壁があるんだよね。防護壁がところどころ開いているから見える。防護壁を全部つけて見えないように申し入れしてほしいんです。見えなくなれば事故も起きない。それがまず一つね。

話が変わりますが、今大谷から大笹までの間の自治会で側道に対しての草刈りや高速道路側の清掃をやってるわけだ。それがね、行政からの助成が年間1万円だと思うんだよね。年に5回掃除しているんだけど、それでも1万円。それも高速道路ができてからちょうど50年。杭打ちをやってから50年になります。それからずっとやっても1万円。これちょっと環境の関係かな。

審議がなんかあるんだろうけども、その辺がどうなっているのか。お願いします。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷勲君） 高速道路側道清掃活動時地区助成金につきましては、市からの直接助成ではなく、環境保全小美玉市民会議からの助成でありますので、来年度の市民会議の総会に提案し、前向きに検討していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） ありがとうございます。ぜひそうしてください。以上です。

○委員長（長津智之君） その他ないようですのでここで締めたいと思いますが委員の皆様、最後に視察研修報告書ですが、タブレットに報告書の案が入っておりますので、内容ご確認をいただき修正等がありましたらお願い申し上げます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） それではこの内容で、議長に報告書を提出いたします。

最終日の全員協議会で私の方から研修報告をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の審議及び協議会をすべて終了いたしました副委員長にお願いいたします。

◇

◎閉会の宣告

○副委員長（真家功君） それでは、以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時37分 閉会